

独立行政法人勤労者退職金共済機構の組織・業務全般
の見直しについて

独立行政法人勤労者退職金共済機構の組織・業務全般の見直し内容の概要

第1 事務及び事業の見直し

【1 退職金共済事業】

(1) 確実な退職金支給のための取組

- ・ 新たな未請求退職金の発生防止対策（中退共）、業界からの引退者に対する確実な退職金支給対策（特退共）を重点的に実施
- ・ 退職金請求の可能性が低い長期未請求者等については、事務管理コスト削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな縮減方を検討
- ・ 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握（建退共）

(2) 効果的な加入促進対策の実施

大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等（中退共）、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等（特退共）の効果的な加入促進対策を実施

(3) 財務内容の改善に向けた取組

- ・ 中退共及び林退共の累積欠損金について、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金を解消
- ・ 市場環境の変化を踏まえ、引き続き安全かつ効率的な資産運用を実施

【2 勤労者財産形成促進事業】

(1) 中小企業に対する情報提供の充実

財形制度の普及が進んでいない中小企業に対し、制度の導入及び運営に係る情報提供を充実

(2) 自立した財政運営の実施

平成25年度から運営費交付金を廃止し、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施

第2 業務全般に関する見直し

第1に加え、業務全般について以下の取組を行う。

- 1 内部統制の更なる充実・強化
- 2 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組の着実な実施
- 3 サービスの向上
- 4 業務効率化及び安全・確実性の向上
- 5 業務運営の効率化等による経費削減
- 6 災害時の事業継続性強化

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の概要

厚生労働省では、独立行政法人勤労者退職金共済機構の組織・業務全般の見直し当初案を作成し、昨年8月10日の労働部会、同月31日の総会での御審議を経て、9月7日に総務省に提出いたしました。

この度、本年1月21日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会から同機構に関する標記の「勧告の方向性」が示されました。勧告の方向性の主な内容は次のとおりです。

1 退職金未請求者の縮減等

- ① 中退共、建退共、清退共及び林退共について、現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期未請求者等については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など、新たな長期未請求者等数の縮減方策を検討するものとする。
- ② 建退共について、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする。

2 累積欠損金の確実な解消

次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

「勧告の方向性」と「見直し内容」の対照表

「勧告の方向性」	「見直し内容」
<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性</p> <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p>また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 退職金未請求者の縮減等 一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）においては、平成23年度末時点で、退職金の受給資格を有しながら退職金を請求していない者（以下「未請求者」という。）が約57万人（共済脱退者の5.4%）おり、そのうち5年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）は約50万人（未請求者の88%）存在し、未請求の退職金は累計で約394億円に達し</p>	<p>「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し内容</p> <p style="text-align: right;">平成25年1月28日 厚生労働省</p> <p>「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の財政支出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。</p> <p>また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 退職金共済事業 (1) 確実な退職金支給のための取組 一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）については、<u>第2期中期目標期間中、機構は、新たな未請求退職金の発生防止と累積した未請求退職金の縮減に取り組んできたところであり、退職金の受給資格を有しながら5年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）については全員に対し住所調査を実施し、住所が判明した者には請求勧</u></p>

ている。

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）においては、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）を3年以上更新していない者（以下「長期未更新者」という。）が、平成24年7月末時点で、清退共において約3,000人（被共済者の19.5%）、林退共において約2,000人（同5.1%）おり、累計の退職金試算額は、清退共において約2.4億円、林退共において約3.9億円に達している。この中には、既に業界から引退している者等、退職金未請求となっている者が相当数いるものと考えられる。

機構は、ホームページや広報誌等を活用した注意喚起を行うとともに、未請求等期間が一定期間に達する退職金受給資格者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求又は共済手帳の更新を求める取組を行っている。

しかしながら、長期未請求者及び長期未更新者（以下「長期未請求者等」という。）の総数は大きく変わっておらず、長期未請求者等の中には（注1）、i）長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii）退職金が少額な者、iii）生存していれば80歳以上の高齢者がおり（注2）、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われる。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり（注3）、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があると考えられる。

また、建退共では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状すら把握できていない状況にある。

このため、機構は、中期目標期間において以下の措置を講ずるものとする

- ① 現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努

奨を行ったが、平成23年度末時点で、長期未請求者は約50万人存在し、未請求の退職金は累計で約394億円に達している。

特定業種退職金共済事業（以下「特退共」という。）については、第2期中期目標期間中、機構は、過去3年間退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）の更新がない者に対する現況調査を実施し、手帳更新及び退職金の請求勧奨に取り組んできたところであるが、退職金の受給資格を有しながら共済手帳を3年以上更新していない者（以下「長期未更新者」という。）が存在している。

これら長期未請求者及び長期未更新者の中には、i）長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii）退職金が少額な者、iii）生存していれば80歳以上の高齢者がおり、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われるとの指摘がされている。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があるとの指摘もされている。

また、建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状が把握できていない状況にある。

このような実態及び指摘を踏まえ、機構は、次期中期目標期間において、現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、中退共については、新たな未請求退職金の発生防止対

めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期末請求者等については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など、新たな長期末請求者等数の縮減方策を検討するものとする（中退共、建退共、清退共及び林退共）。

② 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期末更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

（注1） 建退共においては、長期末更新者の全体数を把握していないため、平成24年8月現在の共済手帳未更新者のうち長期末更新者504人を抽出したサンプル調査を実施。

（注2） 平成23年度末現在、中退共においては、「25年以上退職金を請求していない者」が301,447人（長期末請求者の61%）、「退職金1万円未満の者」が184,443人（同37%）、「80歳以上の者」が80,526人（同16%）となっている。

建退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が長期末更新者の51%、「80歳以上の者」は同10%となっている。

策に重点的に取り組み、特退共については、被共済者の情報を整備し、確実な退職金支給のための対策を強化することとし、以下の取組等を実施するものとする。

（ア） 中退共

- ① 「被共済者退職届」による被共済者の退職時の住所把握の徹底
- ② ①による住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に未請求となっている被共済者への請求勧奨を実施

（イ） 特退共

- ① 新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底
- ② ①による住所情報を活用し、過去3年間共済手帳の更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び退職金の請求勧奨を実施
- ③ ②の対策を実施後、一定期間経過後も共済手帳の更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施

また、長期末請求者及び長期末更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い長期末請求者及び長期末更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末請求者及び長期末更新者数の縮減方策を検討するものとする（中退共、特退共）。

なお、上記の請求勧奨の効率的な実施や累積している長期末更新者の現状把握を目的に、被共済者データベースを抜本的に改修するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

このほか、建退共においては、確実な退職金支給のため、共済契約者に対する適正貼付の要請や加入履行証明書発行の際の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付に努めるものとする。

（2） 効果的な加入促進対策の実施

独力では退職金制度を設けることができない中小企業の労働者が、少

平成 24 年 7 月末現在、清退共及び林退共においては、「15 年以上共済手帳を更新していない者」が 2,999 人（長期未更新者の 96%）、1,534 人（同 74%）、「80 歳以上の者」が 1,784 人（同 57%）、679 人（同 33%）

(注 3) 平成 23 年度末現在、中退共においては、「退職からの期間が 5 年未満の者」が 69,299 人（未請求者の 12%）、「退職金額 100 万円以上の者」が 21,142 人（同 4%）となっている。建退共においては、「共済手帳未更新期間が 3 年以上 5 年未満の者」が長期未更新者の 13%、「共済手帳 10 冊以上更新している者」が同 3.8%となっている。

平成 24 年 7 月末現在、清退共及び林退共においては、「共済手帳未更新期間が 3 年以上 5 年未満の者」が 8 人（長期未更新者の 0.3%）、59 人（同 3%）、「退職金試算額 100 万円以上の者」は、清退共において 7 人（同 0.2%）、林退共において 41 人（同 2%）となっている。

2 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林退共においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じている。機構は、平成 17 年度に「累積欠損金解消計画」を策定しているが、実際の解消は遅れており、同計画の見直しは行われていない。

また、中退共では、実際の運用利回りが予定運用利回りより低くなったときは、退職金支給額は変動しないことになっている一方で、実際の運用利回りが予定運用利回りより高くなったときは、一定程度、付加退職金として上乘せすることとなっており、機構の資産運用結果が好転したとしても、累積欠損金の解消につながりにくい仕組みとなっている。

このため、次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

しでも多く退職金制度を利用できるよう、第二期中期目標期間における加入目標の達成状況や各退職金共済事業を取り巻く経済環境等を検証した上で加入目標数を設定し、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図るものとする。

(3) 財務内容の改善に向けた取組

ア 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林業退職金共済事業においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じており、平成 17 年度に機構が策定した「累積欠損金解消計画」に比べ、実際の解消は遅れが生じている。

このため、次期中期目標期間において、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

イ 健全な資産運用の実施

市場環境の変化を踏まえ、引き続き安全かつ効率的な資産運用に努めるものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

2 勤労者財産形成促進事業

(1) 中小企業に対する情報提供の充実

勤労者財産形成促進制度の普及が進んでいない中小企業に対する制度導入を後押しできるよう、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るものとする。

(2) 自立した財政運営の実施

財形勘定に対する運営費交付金の平成 25 年度からの廃止に伴い、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。
- 3 退職金共済事業において、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させるものとする。
- 4 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、

	<p><u>業務を効率化するとともに、情報セキュリティの強化等、安全性及び確実性を向上させるものとする。</u></p> <p>5 <u>業務運営の効率化等により、更なる経費の削減を行うものとする。</u></p> <p>6 <u>災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施するものとする。</u></p>
--	--

「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し内容

平成 25 年 1 月 28 日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の財政支出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 退職金共済事業

(1) 確実な退職金支給のための取組

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）については、第 2 期中期目標期間中、機構は、新たな未請求退職金の発生防止と累積した未請求退職金の縮減に取り組んできたところであり、退職金の受給資格を有しながら 5 年以上未請求の者（以下「長期未請求者」という。）については全員に対し住所調査を実施し、住所が判明した者には請求勧奨を行ったが、平成 23 年度末時点で、長期未請求者は約 50 万人存在し、未請求の退職金は累計で約 394 億円に達している。

特定業種退職金共済事業（以下「特退共」という。）については、第 2 期中期目標期間中、機構は、過去 3 年間退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）の更新がない者に対する現況調査を実施し、手帳更新及び退職金の請求勧奨に取り組んできたところであるが、退職金の受給資格を有しながら共済手帳を 3 年以上更新していない者（以下「長期未更新者」という。）が存在している。

これら長期未請求者及び長期未更新者の中には、i) 長期間退職金を請

求していない又は共済手帳を更新していない者、ii) 退職金が少額な者、iii) 生存していれば80歳以上の高年齢者がおり、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われるとの指摘がされている。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があるとの指摘もされている。

また、建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状が把握できていない状況にある。

このような実態及び指摘を踏まえ、機構は、次期中期目標期間において、現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、中退共については、新たな未請求退職金の発生防止対策に重点的に取り組み、特退共については、被共済者の情報を整備し、確実な退職金支給のための対策を強化することとし、以下の取組等を実施するものとする。

(ア) 中退共

- ① 「被共済者退職届」による被共済者の退職時の住所把握の徹底
- ② ①による住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に未請求となっている被共済者への請求勧奨を実施

(イ) 特退共

- ① 新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底
- ② ①による住所情報を活用し、過去3年間共済手帳の更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び退職金の請求勧奨を実施
- ③ ②の対策を実施後、一定期間経過後も共済手帳の更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施

また、長期未請求者及び長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い長期未請求者及び長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者及び長期未更新者数の縮減方策を検討するものとする（中退共、特退共）。

なお、上記の請求勧奨の効率的な実施や累積している長期未更新者の現状把握を目的に、被共済者データベースを抜本的に改修するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

このほか、建退共においては、確実な退職金支給のため、共済契約者に対する適正貼付の要請や加入履行証明書発行の際の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付に努めるものとする。

(2) 効果的な加入促進対策の実施

独力では退職金制度を設けることができない中小企業の労働者が、少しでも多く退職金制度を利用できるよう、第二期中期目標期間における加入目標の達成状況や各退職金共済事業を取り巻く経済環境等を検証した上で加入目標数を設定し、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図るものとする。

(3) 財務内容の改善に向けた取組

(ア) 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林業退職金共済事業においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じており、平成17年度に機構が策定した「累積欠損金解消計画」に比べ、実際の解消は遅れが生じている。

このため、次期中期目標期間において、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

(イ) 健全な資産運用の実施

市場環境の変化を踏まえ、引き続き安全かつ効率的な資産運用に努めるものとする。

2 勤労者財産形成促進事業

(1) 中小企業に対する情報提供の充実

勤労者財産形成促進制度の普及が進んでいない中小企業に対する制度導入を後押しできるよう、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情

報提供の充実を図るものとする。

(2) 自立した財政運営の実施

財形勘定に対する運営費交付金の平成 25 年度からの廃止に伴い、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施するものとする。

第 2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考にするものとする。
- 2 1 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。
- 3 退職金共済事業において、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させるものとする。
- 4 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化するとともに、情報セキュリティの強化等、安全性及び確実性を向上させるものとする。
- 5 業務運営の効率化等により、更なる経費の削減を行うものとする。
- 6 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施するものとする。

政 委 第 6 号
平成 25 年 1 月 21 日

厚 生 労 働 大 臣
田 村 憲 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 退職金未請求者の縮減等

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）においては、平成23年度末時点で、退職金の受給資格を有しながら退職金を請求していない者（以下「未請求者」という。）が約57万人（共済脱退者の5.4%）おり、そのうち5年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）は約50万人（未請求者の88%）存在し、未請求の退職金は累計で約394億円に達している。

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）においては、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）を3年以上更新していない者（以下「長期末更新者」という。）が、平成24年7月末時点で、清退共において約3,000人（被共済者の19.5%）、林退共において約2,000人（同5.1%）おり、累計の退職金試算額は、清退共において約2.4億円、林退共において約3.9億円に達している。この中には、既に業界から引退している者等、退職金未請求となっている者が相当数いるものと考えられる。

機構は、ホームページや広報誌等を活用した注意喚起を行うとともに、未請求等期

間が一定期間に達する退職金受給資格者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求又は共済手帳の更新を求める取組を行っている。

しかしながら、長期未請求者及び長期未更新者（以下「長期未請求者等」という。）の総数は大きく変わっておらず、長期未請求者等の中には^(注1)、i) 長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii) 退職金が少額な者、iii) 生存していれば80歳以上の高年齢者がおり^(注2)、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われる。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり^(注3)、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があると考えられる。

また、建退共では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状すら把握できていない状況にある。

このため、機構は、中期目標期間において以下の措置を講ずるものとする。

- ① 現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期未請求者等については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など、新たな長期未請求者等数の縮減方策を検討するものとする（中退共、建退共、清退共及び林退共）。
- ② 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

(注1) 建退共においては、長期未更新者の全体数を把握していないため、平成24年8月現在の共済手帳未更新者のうち長期未更新者504人を抽出したサンプル調査を実施。

(注2) 平成23年度末現在、中退共においては、「25年以上退職金を請求していない者」が301,447人（長期未請求者の61%）、「退職金1万円未満の者」が184,443人（同37%）、「80歳以上の者」が80,526人（同16%）となっている。

建退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が長期未更新者の51%、「80歳以上の者」は同10%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が2,999人（長期未更新者の96%）、1,534人（同74%）、「80歳以上の者」が1,784人（同57%）、679人（同33%）となっている。

(注3) 平成23年度末現在、中退共においては、「退職からの期間が5年未満の者」が69,299人(未請求者の12%)、「退職金額100万円以上の者」が21,142人(同4%)となっている。

建退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が長期未更新者の13%、「共済手帳10冊以上更新している者」が同3.8%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が8人(長期未更新者の0.3%)、59人(同3%)、「退職金試算額100万円以上の者」は、清退共において7人(同0.2%)、林退共において41人(同2%)となっている。

2 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林退共においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じている。機構は、平成17年度に「累積欠損金解消計画」を策定しているが、実際の解消は遅れており、同計画の見直しは行われていない。

また、中退共では、実際の運用利回りが予定運用利回りより低くなったときは、退職金支給額は変動しないことになっている一方で、実際の運用利回りが予定運用利回りより高くなったときは、一定程度、付加退職金として上乘せすることとなっており、機構の資産運用結果が好転したとしても、累積欠損金の解消につながりにくい仕組みとなっている。

このため、次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実

施するものとする。

独立行政法人の見直しについて

前回御報告した「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）」は、「平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）」により、次のとおり当面凍結することとなった。

○ 平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）（抄）

Ⅲ（４） 歳出分野における主な留意事項等

（行財政改革）の脚注 2

² 特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成 25 年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（抜粋）

II 独立行政法人の制度の見直し

1. 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

(1) 成果目標達成法人

成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、それぞれに期待される政策実施機能も様々であることから、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築することとし、その具体的な内容については、別紙で示した類型に即し、必要に応じ個別法も含めた法制的な対応（ふさわしい名称を含む。）を行う。

④ 金融業務型

政策的手段として出融資、債務保証等といった金融的手法による事務・事業を行っている法人類型

【構築すべきガバナンス】

- ・ 法人の財務状況を専門的に点検する体制の整備を図り、内部ガバナンスをより高度化する。
- ・ 金融庁検査がなじむ業務について、主務省と金融庁との連携、検査体制の整備を図った上で、金融庁検査を導入する。

III 独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織について高ずべき措置は、別紙のとおりである。

(別紙) 各独立行政法人について講ずべき措置

【勤労者退職金共済機構】

- 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

平成 24 年 1 月 19 日

行政刷新会議 独立行政法人改革に関する分科会 報告書（抜粋）

(別紙) 各独立行政法人について講ずべき措置

○ 勤労者退職金共済機構

- ・ 本法人は、中小零細企業で働く労働者のため、公的な性格を有する中小企業退職金共済制度（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）に基づき制度の根幹部分を国が決定する）の普及・運営が主たる業務であって、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人として位置付けることが適当である。

○ 労働者健康福祉機構及び国立病院機構

- ・ 労働者健康福祉機構については、移行に当たって、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定すべきであり、このような観点から、未払賃金立替払事業は勤労者退職金共済機構に移管することが適当である。